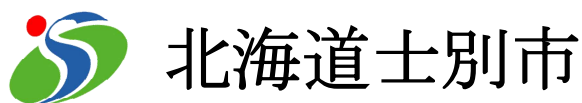


令和6年度 市政執行方針

令和6年第1回定例会

令和6(2024)年2月



〔はじめに〕

〔市政運営の基本的な考え方〕

令和6年第1回士別市議会定例会の開会にあたり、新年度の市政執行に対する私の所信を申し上げます。

世界に未曾有の事態をもたらした新型コロナウイルス感染症については、昨年5月に感染症法上の位置づけがインフルエンザと同様の5類に移行となりました。実に3年以上にわたり、私たちの生活に多大な影響を及ぼしたわけですが、5類移行後は制限を設けることなく天塩川源流まつりや産業フェアなどのイベントが開催されるなど、市内に活気と賑わいが戻ってきたことを大変うれしく感じています。これまでの間、市民の皆さまには感染拡大防止にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

新年度においては、ますます社会経済活動が活発になることを期待し、本市のさらなる発展に向けて知恵を絞り、取り組んでまいる所存です。

一方で私たちはいま、物価高騰や働き方改革、人口減少や超少子高齢化がもたらす人手不足、さらにはデジタル革命など正に急激な時代の変革期の真っ只中にあり、加えて世界各地で緊迫感を増す紛争や地球温暖化など、世界規模で先行きの見えない状況に直面しています。

今後も厳しい状況が続くことが想定されますが、現状をしっかりと分析し、国や道とも連携を図りつつ、「市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまち」の実現に向け、市政運営に邁進してまいります。

本年は、明治32(1899)年、最北にして最後の屯田兵のたくましい力によって鬱蒼たる原野に開拓の鋤が下ろされてから、125年目の節目にあたりますが、今後も、私たちには次世代を生きる子どもたちのため、先人から受け継いできた開拓者精神と地域への誇りを共有しながら、豊かで明るい未来の創造に全力で取り組む使命があります。

そのために、「まちづくり総合計画」に掲げる基本施策と「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」の3つの重点プロジェクトに取り組みながら、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、あわせて令和3年度から5年間の「財政健全化実行計画」の検証を行いなが

ら、歳出の見直しを図るとともに、老朽化が進む公共施設については、将来的な利用需要や維持管理費の変化を視野に入れつつ、最適化に向けた取り組みを進めます。

私が市長に就任してから早くも2年が経過し、折り返しの期間を迎えています。就任時に掲げた政策骨子については、概ね順調に進んでいると判断していますが、各事業の進捗状況をしっかりと見極めるとともに事業効果を検証しつつ、既存・新規の枠組みにとらわれることなく事業の見直しや廃止も進めながら、地域経済の好循環構築に努めます。

〔予算の編成〕

新年度の予算編成についてです。

国は、コロナ禍の3年間を経て経済状況が改善傾向にあり、高水準の賃上げや企業の投資意欲が見られる一方で、賃金上昇が物価上昇に追いつかず、これを放置すると再びデフレに戻るリスクがあることから「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を策定しました。この対策により、社会課題解決の取り組み自体を成長のエンジンに変えることで、包摂社会の実現や安全・安心の確保、経済社会の持続可能性の担保をめざし、令和5年度補正予算と一体として編成するとしています。

新年度の地方財政対策については、社会保障関係費や人件費の増加等が見込まれるなか、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額として、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度比0.9%増の62.7兆円が確保されています。財源不足については、前年比8.9%減の1.8兆円、臨時財政対策債の発行額も前年比54.3%減の0.5兆円に抑制されたところです。

本市における新年度予算編成は、まちづくり総合計画の着実な推進と4年目となる財政健全化実行計画の遂行を基本に、人材の確保・育成を最優先課題として重点的に取り組むなかで、人件費の増加や燃料物価高騰への対応等を踏まえ、活用可能な基金を予算計上しました。

また、5年度補正予算で対応する、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した生活者支援のほか、6年度補正予算での対応を予定する小学校の空調整備等により、子どもたちの健康と快適な学習環境づくりや、地元企業の受注機会確保を推進するなど、切れ目のない対策を講じることで「市民が豊かにいつまでも安心して暮

らせるまち」の実現をめざした予算編成としたところです。

以上、申し上げた市政運営の基本的な考え方のもと、新年度に進める施策や事業を構築したところであり、具体的には「まちづくり総合計画」の基本目標に沿って、その概要を申し上げます。

第1章 「健やかで豊かな心育むまちづくり」

はじめに、「健やかで豊かな心育むまちづくり」のうち、「医療」についてです。

安心して自分らしく暮らし続けられるまちづくりに向けては、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化に対応し、持続可能な医療体制を地域全体で連携して担っていくことが重要です。

士別市立病院においては、令和3年度から7年度までを計画期間とする独自の「士別市立病院経営改革プラン」を策定し、名寄市立総合病院との連携と機能分化を進め、回復期・慢性期医療提供体制を充実させる運営を行ってきました。しかし、新型コロナウイルスの影響による患者数の減少や病棟体制の制約、さらに物価高騰による経費増も伴い、厳しい経営を余儀なくされている状況です。

このようななか、総務省が4年3月に示した経営強化ガイドラインでは、病院間の役割分担と医師派遣等による連携強化に主眼をおいた、「機能分化・連携強化」を推進し限りある医療資源を地域全体で最大限活用することとした方針に加え、医師等の働き方改革や新興感染症への対応が求められたことから、現プランを、令和6年度から10年度までを計画期間とする「士別市立病院経営強化プラン」へと見直します。この強化プランでは、基本理念として「患者さん中心の医療」、「地域完結型の治し支える医療」を掲げ、地域医療構想を踏まえてリハビリを中心とした回復期病床を拡充し、医療・介護・保健・福祉の連携による「地域包括ケアシステム」の深化と、人生の最終段階における自律性と尊厳を守る「エンド・オブ・ライフケア」の実践をめざします。

今後においても、公共性と経済性の両立による健全な経営の実現と常勤医師の確保に努め、名寄市立総合病院と設立した地域医療連携推進法人とともに持続可能な地域医療体制の構築を進めます。

次に、「保健・健康づくり」についてです。

世帯所得の低い妊婦の経済的負担を軽減するため、新たに初回の産科受診料の助成を行うとともに、妊婦の状況を継続的に把握し必要な支援が提供されるよう、妊婦健診の受診医療機関等との連携を図ります。

不妊治療のうち、保険適用外の先進医療を受けた方の経済的負担を軽減するため、新たに治療費と交通費の一部を助成します。

昨年導入したがん検診のWEB予約について、子宮がん・乳がんにつき、胃・肺・大腸のがん検診や特定健診、骨粗しょう症検診など、成人期の各種検診にも拡大させ、

日中の予約が困難な方などの利便性と受診率の向上をめざします。

新年度から始まる「第2期 健康長寿推進計画」及び「第4次 食育推進計画」に基づき、市民の健康寿命の延伸に向けた取り組みや食育施策を進めます。

次に、「福祉・介護・社会保障」についてです。

本年4月から「孤独・孤立対策推進法」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。いずれも法の基本理念に基づき、国や関係機関等と連携するなかで、情報交換や周知、啓発に努めます。

手話を一つの言語とする理念のもと、手話の普及や使いやすい環境を整えるため、「(仮称) 土別市手話言語条例」の制定作業を進めるとともに、意思疎通支援者の養成や技術向上をめざし、新たに養成講座等の受講支援や要約筆記にかかる備品等の支給に取り組みます。

令和5年度から作業を進めている、医療と介護の連携強化に向けたICTを活用したネットワークシステムについて、これまでの関係機関との意見交換を踏まえ、6年度内の機器導入と運用開始をめざすとともに、4月からスタートする「第9期 高齢者保健福祉・介護保険事業計画」に基づき、高齢者などが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の深化・充実に向けた取り組みを進めます。

また、不足する介護と障がい福祉分野の人材確保・定着・育成に向けた時限的な緊急対策として、新規事業の創設と既存事業の強化を図ります。

保健福祉行政の最上位計画である「第5期 地域福祉計画」について、有識者で組織する策定委員による懇談会を開催するなかで策定作業を進めます。

国民健康保険については、子育て世帯への支援策として、産前産後期間における保険税の免除を実施するほか、引き続き「特定健診」や「特定保健指導」を実施し、生活習慣病の重症化予防に取り組むことで、被保険者の健康の保持増進を図ります。

また、本年12月の「マイナ保険証への移行」については、国の動向を注視し、適切な対応と丁寧な説明に努めます。

次に、「子ども・子育て支援」についてです。

国は昨年12月22日に「次元の異なる少子化対策の実現」に向けて、「こども未来戦略」の閣議決定を行いました。このなかでは、高校生まで対象を拡大する児童手当の抜本的拡充に加え、保護者の就労要件を問わずに利用できる「こども誰でも通園制度」の創設など、多岐にわたる内容が示されました。本市としては、今後の国の制度

設計を注視しながら、適切な時期に必要な予算措置を行っていく考えです。

本年4月に設置する「(仮称) 土別市こども家庭センター」では、センター長や統括支援員など必要な職員を配置し、要保護児童や虐待等の対応と妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に行うなかで、子育てに困難を抱える世帯の支援に努めます。

また、子育て支援施策の指針となる「第3期 子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、将来を見据えた幼児教育体制のあり方について検討を進めます。

次に、「教育」についてです。

昨年6月に閣議決定された新たな「教育振興基本計画」では、今後の教育施策に関する基本的方針として、将来の予測が困難な時代にあって、未来に向けて子どもたちが自ら社会の担い手となり持続可能な社会を発展させていく「持続可能な社会の創り手の育成」と、生きがいや人生の意義など将来にわたる幸福を感じられる「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」が示されています。

これを受け、学校・家庭・地域が連携し、地域の教育力を強化させるとともに、子どもたちの多様な状況に応じた学習者主体の学びと、協働の学びを毎日の授業で展開していくことにより、確かな学力の向上はもとより、豊かな心と健やかな体の育成をバランスよく育んでまいります。

また、学校部活動の地域との連携については、本市においても少子化が進むなか、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる体制づくりに取り組みます。

市内2校の高等学校の魅力化に向けては、それぞれの特徴を生かした学校運営を基本に、さらに魅力的な高校づくりを推進するとともに、現在の下宿費助成を拡充し、市外からの生徒の受け入れ強化を図ります。

次に、「生涯学習・文化・スポーツ」についてです。

これまで中学生を対象としてきた「子ども議会」については、名称を「子ども議会～チャレンジ応援事業～」に変更し、子ども議員が、日常生活や学校生活における身近な課題の解決策をまとめ、さらに、そのアイデアを実践するなかで、自主性を育む学びとなるよう更なる内容の充実を図ります。

また、平成30年度から令和7年度までの「第2期 人づくり・まちづくり推進計画」の次期計画策定に向け、これまでの事業を検証・分析し、次代の足がかりとします。

文化活動においては、仲間とともに笑い、励まし合うコロナ禍前の環境が戻りつつあります。人生に彩りを添える文化・芸術は、人々の活力の源でもありますので、今後も、魅力ある芸術文化に触れる機会づくりに努めます。

さらに、市民に多くの舞台芸術の鑑賞・体験機会を提供してきた「あさひサンライズホール」が開館30周年を迎えることから、記念事業を実施し、新たな観客層の掘り起こしを図るとともに、これまでに培ったアウトリーチ活動やワークショップ等による体験的な学びについても、継続して取り組みます。

スポーツ活動については、「健康・スポーツ都市」宣言の理念に基づき、市民一人ひとりが健やかで心豊かにスポーツに接する環境づくりに努めるとともに、運動習慣の定着につながる機会を提供し、市民皆スポーツの推進を図ります。

次に、「防犯・交通安全・消費生活」についてです。

防犯に対する意識の高揚と防犯体制の強化を図るため、警察や防犯協会、自治会等との連携と協力のもと、「地域の目と声をください運動」を基本とした防犯運動や啓発活動を実施するほか、青少年指導センターによる街頭指導を継続するなど、市民が安全で安心な生活を維持できる取り組みを推進します。

また、警察や交通安全運動推進委員会、関係団体との連携と協力のもと、交通安全教育の推進や啓発活動、情報発信を継続し、交通安全意識の高揚を図ります。

依然として多発している悪質商法や特殊詐欺などの消費者被害を未然に防止するため、消費者協会・警察・関係機関との連携による啓発活動や消費者被害防止ネットワークを通じた情報提供などの取り組みのほか、契約トラブルなどによる消費生活相談への対応を継続します。

第2章 「魅力と活気あふれるまちづくり」

次に、「魅力と活気あふれるまちづくり」のうち、「農業・林業」についてです。

農業者を取り巻く情勢では、国際紛争や急激な円安の進行による燃料・飼料・肥料をはじめとした生産資材の高止まりが、農業経営に影響を及ぼし、様々な課題を抱えている状況です。

こうしたなか、国においては農政の基本理念を示す「食料・農業・農村基本法」の四半世紀ぶりの改正に関する議論が通常国会で行われていますが、今後においても、地域の持続的発展と長期的な安定を図るため、各種政策について、関係機関と連携し、国や北海道へ有効な施策を要請します。

また、畑作経営の安定と輪作体系維持のため、新年度においても「種子馬鈴しょ採取圃設置事業」や「甜菜作付振興事業」を引き続き実施し、とりわけ甜菜については製糖工場の立地を含め、地域経済の発展において重要な作物であることから、新年度には肥料価格高騰対策として事業メニューを新設し、本市での作付面積の確保・拡大に努めます。

さらには「北海道てん菜振興自治体連絡協議会」の加入自治体といっそうの連携を図り、安定した作付面積の確保など国・道への提案活動を進めます。

次に就農研修者についてです。

現在、朝日地区及び上士別地区でそれぞれ1人が農業研修を受けており、「担い手支援協議会」と「地区受入農家協議会」が連携し、営農研修や生活面のサポートを実施しています。今後も地域おこし協力隊制度の活用を継続し、就農相談会への参加や市ホームページなどの活用により地域の魅力を発信していくほか、後継者対策も含めて「士別市農業・農村担い手支援規則」に基づく施策の展開や国の助成制度の活用により担い手確保・育成に努めます。

また、次期総合計画への反映に鑑み、農業人口対策における先進的取り組み自治体への視察などの調査研究を実施します。

次に、中士別地区の道営農地整備事業についてです。

27年度から中士別地区で進められている「道営土地改良事業」については、新年度において34.1ヘクタールの基盤整備事業を予定しています。このことにより、全体事業計画の約36パーセントの進捗を見込んでおり、今後も関係団体との連携のもと円滑な事業の推進に努めます。

酪農と畜産振興では、将来にわたる経営基盤強化のため「畜産担い手総合整備事業」

の継続実施により、牧草地再整備などを進めます。なお、このことは飼料の自給率向上にも寄与するものと捉えています。

めん羊振興では、「士別サフォークラム」の生産に必要な飼養技術を次世代に継承するため、担い手対策として引き続き研修者の受け入れを実施します。また、経営安定のため羊飼養と耕種農業を合わせた営農形態を模索し、飼養者の確保に努めます。

林業振興では、「森林整備計画」に基づき、健全な森林資源の保全育成を図るとともに、新年度からの「士別市森林吸収源対策推進計画」に沿って、二酸化炭素の吸収能力が高く成長性に優れた樹種クリーンラーチの植栽の推進や、森林環境譲与税を活用した未整備森林の間伐等を促進するなど、森林吸収量の維持・増加を図る取り組みを実施し、「ゼロカーボンシティ」を推進します。

次に、「商業・工業」についてです。

市内の中小企業については、依然として燃料・物価高騰や人員不足など、厳しい経営状況にあることから、中小企業振興条例に基づく施策による経営の安定化をはじめ、若者や女性に手厚い新規開業等支援事業の推進により、新たなサービス提供や商品開発などへの支援を進めます。

また、商工会議所・商工会や市内金融機関、各業種団体などとの連携により、本市経済の状況把握に努め、商工業の振興を図ります。

4年度から2カ年に渡り進めてきた地域経済循環分析による経済波及効果を踏まえ、新年度には、「地域循環型住まいづくり促進事業」を創設します。本事業の目的は、市内事業者による住宅新築工事を促進し、快適な住環境の整備と市内経済の好循環を図るものです。加えて、市外需要の獲得及びふるさと納税の寄附額増加をめざす取り組みを進めます。

次に、「観光」についてです。

各地で観光イベントなどが再開し、国内外の人々の往来が活発になり、本市においても本年度の交流人口は、前年度を上回る見込となっています。

歴史ある「士別天塩川源流まつり」や昨年10月に初めて開催された「肉盛フェス」などは、従来の形態を見直しつつも引き続きの開催を基本とし、本市の自然・食・体験の魅力を幅広くPRする観光情報の発信力を高め、交流人口の拡大を図ります。

このほか、1市3町で構成する「着地型観光推進協議会」による観光誘客のほか、広域連携を引き続き推進します。

次に、「合宿や企業誘致」についてです。

合宿の聖地をめざす取り組みとして、「合宿の里士別推進協議会」をはじめとする関係団体との連携を図りながら、快適な合宿環境の提供に努めるとともに、合宿選手と市民とのふれあいを大切にしたい合宿地づくりを進めます。

また、合宿招致活動に関わっては、これまで同様にトップセールスを行うことで、新たな合宿チームの掘り起こしや長年本市で合宿してきたチームの継続招致に取り組みます。

前回の大規模改修から25年が経過し、施設の老朽化が著しい朝日三望台シャンツェについて、利用者の安全確保を図るための、人工芝をはじめとする各施設の改修に加え、全日本スキー連盟のA級公認施設であるミディウムヒルを現行ルールに適合するよう改修を行います。同様に、開業から26年目を迎えるスポーツ合宿センター士別イン翠月についても、浴室を中心に修繕や設備更新を行い、サービスの向上を図ります。

企業誘致については、積雪寒冷や災害リスクが極めて少ないといった地域特性を全面に押し出しながら、企業訪問をメインとした誘致活動を進めます。また、新たな分野に対する誘致活動にも積極的に取り組みます。

立地企業との連携については、トヨタ自動車やブリヂストンなどの自動車関連企業をはじめ、日甜士別製糖所や昨年から製造を開始した三協精器工業などとの連携をさらに深化させ、イベントの開催などを通じて地域の持続的な発展に取り組みます。

次に、「雇用・勤労者福祉」についてです。

労働人口の確保と季節労働者の通年雇用化を図るため、支援制度の効果的な運用を推進するとともに、本市の状況などについて関係機関との連携により、雇用環境の整備に努めます。

次に、「環境・エネルギー」についてです。

本年度から施行している「地球温暖化対策実行計画」に基づき、広報での市民周知などを通じて、地球温暖化対策に向けた意識を醸成します。

合わせて、昨年12月に施行した「太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」について、その実効性の検証を行いつつ、今後の条例化も視野に調査研究を進めます。

また、ごみの減量化、資源化を推進するとともに、環境センターの安定運営に努めます。

次に、「公園・緑地・河川」についてです。

公園緑地については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具の更新などの施設改修と定期的な点検を行うほか、「緑の基本計画」に基づく公園内の整備、維持保全を進めます。

また、都市計画道路の街路樹の補植を行いながら、適正な維持管理及び景観の保持に努めます。

河川については、豪雨などによる災害発生防止に向け、流れを阻害する樹木の伐採や河道整備などの治水対策を継続します。

次に、「住宅」についてです。

公営住宅については、4年度に見直しを行った公営住宅等長寿命化計画に基づき、寿団地の建て替え事業や将来的な団地の廃止に向けた入居者移転を継続実施します。また、公営住宅の施設管理については、屋上防水改修など予防保全的な維持管理に努めるとともに、外灯のLED化などを計画的に進めます。

空き家対策については、士別市空き家・空き地バンクの活用により流通を促すとともに、管理されない空き家等については、所有者への指導を継続します。

次に、「上水道・下水道」についてです。

上下水道事業は、それぞれの経営戦略に基づき、ライフライン機能の確保と長寿命化を考慮した施設更新・修繕等に取り組み、効率的なインフラ整備を継続します。

水道事業では、安全・安心な水を安定供給するため、浄水施設の機器設備更新や、災害避難所までの耐震管整備を実施し、下水道事業については、「下水道ストックマネジメント計画」に基づく水処理施設の機器更新や合流下水道の分流化を実施します。

また、新年度から下水道事業が地方公営企業法の規定を全部適用し、公営企業会計に移行することにより、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計を廃止し、下水道事業会計を設置します。水道事業と下水道事業の事務執行を統一することで、効率的な事業運営に努めます。

本年3月末をもって水道料金改定の軽減期間が終了しますが、安全・安心な市民生活を支えるライフラインを担う事業としての役割を果たすため、引き続き、持続可能な経営基盤の強化を図ります。

次に、「道路」についてです。

生活道路の整備や舗道改修を進めるほか、茂志利トンネルの照明更新や長寿命化補

修のために実施設計を行います。

また、橋梁の近接目視点検、長寿命化補修工事を継続します。

道道士別滝の上線「朝日市街地道路整備」については、早期完成に向けて道と連携を図るとともに、事業促進要望を継続します。

国が主体となって進めている「北海道縦貫自動車道「士別剣淵・名寄間」」については、引き続き期成会としての活動を中心としながら、名寄市立総合病院への緊急搬送に不可欠な「命の道」や災害時における代替道路の役割をもつ高規格道路の早期完成と、士別・剣淵 I C から和寒 I C 間の 4 車線化について、国や関係機関への要請を行ってまいります。

第3章 「市民の力で未来へ歩むまちづくり」

次に、「市民の力で未来へ歩むまちづくり」のうち、「市民参画・協働」についてです。

「市民参加条例」に基づき、市民が市政に参加する機会を確保するため、各種審議会や協議会などを継続して実施するほか、地域担当職員による情報提供や情報交換の充実を図り、市民との情報共有をはじめとした協働のまちづくりに努めます。

また、市民団体等が行う地域課題の解決に向けた公益的活動に対し、行政として連携・支援しながら、地域力によるまちづくりを進めます。

次に、「人権・男女共同参画」についてです。

すべての市民がいきいきと自分らしく暮らすため、「男女共同参画推進条例」や「男女共同参画行動計画」に基づき、多様な働き方など男女平等の意識啓発のほか、ジェンダー平等に向けた周知などを継続します。

また、いじめの根絶など、互いの人権を尊重しあう豊かな心を醸成するため、人権擁護委員との連携による人権教育や啓発活動を継続します。

次に、「コミュニティ」についてです。

地域活動の活性化と地域力が発揮できるコミュニティづくりをめざして、自治会連合会との連携のもと、花いっぱい運動などによる自治会活動の推進や加入促進について支援を継続します。

次に、「地域間交流・移住」についてです。

友好都市である「愛知県みよし市」とは、「士別市産業フェア」と「産業フェスタみよし」への相互参加や、子どもたちの交流事業などを通じて連携の強化を図ります。

絆づくり協定を締結している「福島県川内村」とは、コロナ禍による休止期間を経て、昨年までに「士別にコラッセ夏学校」を10回開催してきました。本年からは「士別にコラッセ交流学校」と改称し、ICTを活用した事前・事後学習を含め、士別南小学校で合同授業を行うなど、引き続き交流を深めます。

国際交流については、姉妹都市「ゴールバーン・マルワリー市」からピーター・ウォーカー市長及び議員団が4月に来市予定であるほか、7月には5年振りとなる高校生の受け入れも予定しており、コロナ禍で停滞していた市民交流の再構築を図ります。

移住・定住政策については、「移住ナビデスク」に配置している移住・定住を支援するコーディネーターが中心となって、移住希望者などへの情報発信や総合相談を継続します。

合わせて、サテライトオフィス・コワーキングスペースを新規に設置する市内の事業所に対して設置費用の一部を助成し、ワーケーションやテレワークの環境を整えることで、交流人口の拡大を図ります。

地域づくり活動に意欲のある若者を都市部から募り、その定住・定着を図る地域おこし協力隊制度については、募集分野に市内での起業を希望する方を新たに加えるほか、協力隊の活動を実際に体験していただく「お試し地域おこし協力隊」の受け入れを開始するとともに、引き続き、隊員同士や関係者との交流機会の提供や相談体制の充実等、隊員に寄り添った支援を強化し、移住・定住率の向上に努めます。

また、今後の中長期的移住政策の構築を視野に「(仮称) 移住定住交流協議会」を設立し、市全体として移住定住の推進に向けた協議を開始します。

次に、「都市計画・交通」についてです。

都市計画については、将来の人口規模を見据えた都市づくりを進めるため、「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」に基づき、コンパクトタウンへ向けた住みやすく持続可能な市街地構造の形成をめざします。

交通については、「地域公共交通網形成計画」に基づく持続可能な交通ネットワークの構築に向け、「次世代モビリティ推進会議」において、将来を見据えた交通の高度化に取り組むとともに、上川地域公共交通活性化協議会やエリア別検討会及び交通事業者と運行経路や便数等の協議を進め、更なる公共交通の最適化に取り組みます。

J R北海道の路線維持については、宗谷線アクションプランにおける実証実験結果を踏まえつつ、持続的な鉄道網の確立に向け、北海道や各沿線自治体などと連携を密にし、宗谷本線活性化推進協議会としての取り組みを継続します。

次に、「防災・消防・救急」についてです。

自助・共助・公助による地域防災力の向上と災害に強い安心な地域づくりを進めるため、避難行動要支援者に対する個別計画策定に引き続き取り組むほか、「災害時備蓄計画」に基づく備蓄資機材等の整備を図ります。

消防・救急については、消防団員の確保に努めるとともに、市民に対する防火意識

の啓発を図ります。

また、さらなる高齢化の進展などにより、救急救命活動が増加傾向にあることから、1市3町がより連携し消防力の向上をめざします。

第4章 「行政・財政」

次に、「行財政運営」についてです。

現在の「まちづくり総合計画」、「第1期 公共施設マネジメント基本計画」、「財政健全化実行計画」の3つの計画が、2年後に終了を迎え、新たな総合計画の策定に着手することから、加速度的に進む人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、すべての事業や施設、組織機構、各種制度や手続きなどを聖域なく点検・検証し、将来を見据えた最適化を進めます。

そのうえで、簡素で効率的・効果的な行財政運営に向けて、職員個々の能力やモチベーション、組織パフォーマンスの最大化等を念頭に、将来を見据えた人材の育成・確保に努めます。

また、中長期的に安定した財政運営に向けた行政コストの縮減と、市民ニーズに合った行政サービスの維持・向上という相反するものの両立や社会経済情勢の変化への対応、デジタルトランスフォーメーションを踏まえた新しい時代にふさわしい行財政運営をめざします。

次に、「広報広聴」についてです。

「まちづくり基本条例」に基づく情報共有の原則を推進するため、ホームページや広報紙、生活情報アプリやフェイスブックなどを活用した効果的な情報発信に努めるとともに、市長への手紙などによる広聴活動を継続するとともに、新たな手法を検討します。

次に、「電子自治体」についてです。

「士別市役所デジタルトランスフォーメーション推進基本方針」に基づき、公共施設のオンライン予約やキャッシュレス決済など、市民の利便性向上に向けた行政のデジタル化を推進するとともに、7年度末を期限とした自治体情報システムの標準化・共通化への対応とデジタル技術の活用による行政事務の効率化に引き続き取り組みます。

結びに

以上、新年度の市政に臨む私の所信を述べさせていただきました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の人口は、2030年で1万3,929人、2050年には8,012人まで減少し、高齢化率は56%まで上昇することが見込まれています。

人口減少、少子高齢化がますます進行し、年少人口の減少による子育てや教育環境の変化、生産年齢人口の減少による担い手や労働力不足、高齢者人口の増加による医療、介護、住まい、公共交通、生活支援などがすでに課題となってきています。

新年度は、まちづくりの基本方針として極めて重要な計画である次期総合計画の策定を本格化する年となりますので、現計画及び「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検証作業を進めるとともに、広く市民の声を聴きながら、市民自治の精神にのっとり計画づくりを進めます。

行政運営にあたっては現状を正しく分析し、その結果から10年、20年先を見通す「先見の明」が重要です。

私は常日頃から職員に対し、柔軟な発想による企画力のもと、スピード感のある実行力を発揮することを期待しておりますが、その上で限られた財源のもと、最小の経費で最大の効果が出せるよう、事業の見直しと再構築を図ってまいります。

結びに、市民の皆さまと議員各位のご健勝とご活躍をお祈りするとともに、市政に対する一層のご支援とご協力を賜ることをお願い申し上げ、新年度にあたっての方針といたします。